

# 三井寺靈園新区画規則

## ●目的・適用

第一条 本規則は、宗教法人園城寺（以下、三井寺という）の設置する三井寺靈園新区画（以下、墓地といふ）の管理及び使用が適正に行われることを目的として制定され、墓地の管理・使用は、本規則の定めるところによるものとする。

## ●管理者

第二条 墓地の管理者は、三井寺の代表役員（住職）とする。

## ●管理者の権限

第三条 管理者は本規則に定めるところに従って墓地を管理し、本規則の細則を定めることができる。

## ●墓地の使用の承認

第四条 墓地の使用者は、三井寺の信徒及び仏教徒で宗旨宗派は問わない。

二、墓地を使用しようとする者は、別に定める「墓地使用申込書」をもって管理者に申し込むものとし、管理者が許可し、墓籍簿に登録したときをもって墓地使用者となるものとする。

## ●墓碑等の設置基準

第五条 墓碑及びこれに類する施設の高さは、二メートル以内を原則とする。また、一般常識を逸脱した形および色彩の工作物等は設けないこと。

また、墓地上の工作物設置については総本山園城寺が許可した本山用達の業者に限る。

## ●墓地使用者の義務

第六条 墓地使用者は、下記の各号に定める所に従って、墓地を使用するものとする。

- 墓地に埋葬しようとするときは、あらかじめ管理者に対し、法令に基づく埋葬許可証を提出し、管理者の許可を受けるものとする。
- 墓地の使用者は管理者の指定した区画を使用し、その区画を自己の費用で他人の区画と区分し、墓碑その他の工作物を設置し、その保全にあたるものとする。
- 墓地上の工作物については、その設置前に管理者の承認を受けるものとする。その変更、改造、移転についても同様とする。墓地上の樹木の植栽についても管理者の事前の承認を受けるものとする。
- 墓地使用者は、別に定めるところにより管理費を管理者に納入するものとする。
- 墓地使用者は、墓籍簿に登録と同時に三井寺護持会員となるとともに、別に定めるところにより、護持会費を管理者に納入するものとする。
- 墓地使用者は、管理者の許可なく他宗派の典礼（法要儀式）を行うことは出来ない。
- 改葬、その他の事由により、墓地の全部又は一部を使用しないようになったときは、無償で返還するものとする。

## ●違反行為による使用の取消

第七条 墓地使用者が下記のひとつに該当するときは、管理者はなんらの催告を要せず、墓地使用者に対し、その使用許可を取り消すことができる。

- 三井寺の典礼、法要、儀式、および慣行を無視し、または妨げたとき。
- 境内または墓地内で、管理者の許可無く他宗教、他宗派の典礼、法要、儀式、その他の行為を行ったとき。
- 第八条二項に違反したとき。
- 墓地使用者に下記のひとつに該当する事由のあるときは、管理者は相当の期間内に改善することを命ぜるものとする。この場合において、墓地使用者が管理者の命令に従わないときは、管理者は墓地使用者に対し、その使用許可を取り消すことができる。
  - 使用墓地を墓地以外の目的に使用すること。
  - 正当の事由無く五年以上墓地に参詣しないとき。
  - 二年分以上の墓地管理費及び護持会費の納入を怠ること。
  - 墓地上の墓碑その他の工作物が、倒壊、破損その他修繕を要する状態であるとき。
  - 墓地永代使用を許可された月より二ヶ年以内に建塔碑しないとき。

## ●墓地使用の承継

- 第八条 墓地使用者が死亡したときは、祖先の祭祀を主催すべき者がその地位を継承するものとする。これに関する手続きについては、別に定めるところによるものとする。
- 墓地使用者は、墓地使用権を第三者に譲渡または転貸することはできない。
  - 墓地使用者が墓地使用者の地位をその親族に承継せしめる必要が生じたときは、その事由を付し管理者の承認を求めるものとする。

## ●管理権に基づく措置

- 第九条 墓地管理者が墓地につき公用収用の必要のため、または墓地の整備その他の必要なため墓地使用者に対し墓地の改葬を求めたときは、墓地使用者はその求めを拒んではならない。
- 本規則第七条により墓地使用許可が取り消されたときは、墓地使用者はただちに墓地上の墓碑その他の工作物を撤去し、墓地を管理者に返納するものとする。
  - 墓地使用者が墓地使用許可の取消後二年内に前項の手続きを完了しないときは、管理者は別に定める改葬の手続きをとることができるものとする。

## ●書式

- 第十条 本規則第四条二項の墓地使用申込書の様式は、別に定める。
- 同項の墓籍簿の様式は、別に定める。
  - 同第八条の墓地継承に関する手続きは管理者の定めるところによる。
  - 同第九条主項の改葬に関する手続きについては、法令、慣行に基づき、管理者が定めるところによる。

## ●付則

- 第十一條 本規則の改正にあたっては、三井寺責任役員会議で決定し、護持会報に相当する当山機関誌に公告をおこなうものとする。
- 第十二条 本規則の施行は令和元年9月17日とする。

お問い合わせ

三井寺靈園事務所

現地事務所 TEL 077-522-5940

〒520-0036 滋賀県大津市園城寺町246 総本山三井寺事務所内 代表TEL 077-522-2238

未来永劫安住の地

三井寺靈園

新区画

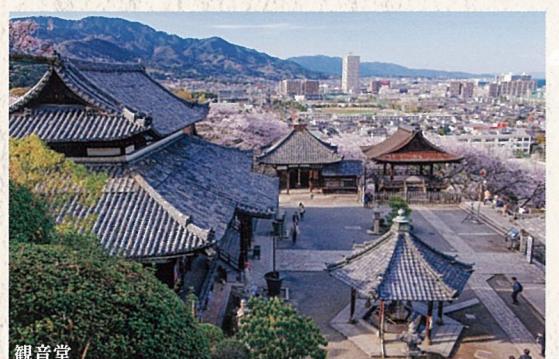
琴谷苑



西国十四番靈場  
総本山三井寺

# 三井寺靈園 琴谷苑 全体図

千三百有余年の  
伝統と歴史を持つ三井寺で  
静寂な自然に包まれ  
安らかな心の対話を



## 墓地の大きさ

